

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条—第五条</u>）</p> <p>第二章 風俗営業の許可の手続等（<u>第六条—第二十六条</u>）</p> <p>第三章 風俗営業の規制（<u>第二十七条—第四十条</u>）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第四十一条—第五十一条</u>）</p> <p>第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十二条—第五十七条</u>）</p> <p>第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十八条—第六十二条</u>）</p> <p>）</p> <p>第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十三条—第六十八条</u>）</p> <p>第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十九条—第七十四条</u>）</p> <p>）</p> <p>第六節 特定遊興飲食店営業の規制等（<u>第七十五条—第九十八条</u>）</p> <p>第七節 深夜における飲食店営業の規制等（<u>第九十九条—第一百四条</u>）</p> <p>第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書（<u>第一百五条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第一百六条—第一百三三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条—第六条</u>）</p> <p>第二章 風俗営業の許可の手続等（<u>第七条—第二十八条</u>）</p> <p>第三章 風俗営業の規制（<u>第二十九条—第三十九条</u>）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第四十条—第五十条</u>）</p> <p>第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十一条—第五十六条</u>）</p> <p>第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十七条—第六十一条</u>）</p> <p>）</p> <p>第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十二条—第六十七条</u>）</p> <p>第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十八条—第七十三条</u>）</p> <p>）</p> <p>第六節 深夜における飲食店営業の規制等（<u>第七十四条—第七十九条</u>）</p> <p>）</p> <p>第七節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書（<u>第八十条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第八十一条—第八十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(許可申請書等の提出)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合には、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第百十三条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の申請書又は届出書を提出しなければならぬ。

2 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

一 第五条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書

二 第十三条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する相続承認申請書

三 第十四条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する合併承認申請書

四 第十五条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する分割承認申請書

五 法第九条第三項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）

(許可申請書等の提出)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合には、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第八十七条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の申請書又は届出書を提出しなければならぬ。

2 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

一 第五条第一項に規定する許可申請書

二 第十四条第一項に規定する相続承認申請書

三 第十五条第一項に規定する合併承認申請書

四 第十六条第一項に規定する分割承認申請書

五 法第九条第三項に規定する届出書のうち、法第五条第一項第一号又

む。次項において同じ。）に規定する届出書のうち、法第五条第一項第一号又は第六号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の氏名又は名称を除く。）の変更に係るもの

六 法第十条の二第二項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する認定申請書

七 十（略）

3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

（営業所内の照度の測定方法）

第二条 法第二条第一項第二号の営業所内の照度は、次の各号に掲げる客室の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める客室の部分における水平面について計るものとする。

一 客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備

は第六号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、風俗営業者の氏名又は名称を除く。）の変更に係るもの

六 法第十条の二第二項に規定する認定申請書

七 十（略）

3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

第二条及び第三条 削除

（客席における照度の測定方法）

第四条 法第二条第一項第五号の客席における照度は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める客席の部分における水平面について計るものとする。

一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面

及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この条、第三十条の表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項及び第九十五条において同じ。）以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室（当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の五分の一以下であるものに限る。） 次のイ及びロに掲げる客室の部分

イ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

(1) 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の

上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

(i) 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さ
における客の通常利用する部分

(ii) 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における
床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、
その表面）

ロ 客に遊興をさせるための客室の部分

二 前号に掲げる客室以外の客室 前号イに掲げる客室の部分

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）

第三条 法第二条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

（国家公安委員会規則で定める状態）

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下

及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ いすがある客席にあつては、いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ いすがない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）

第五条 法第二条第一項第八号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

（国家公安委員会規則で定める状態）

第五条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（

「令」という。)第三条第一項第二号二の国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないでその利用する個室の鍵の交付を受けることその他の手続をすることができるとなる位置に取り付けられている状態とする。

(客の依頼を受ける方法)

第五条 (略)

第二章 風俗営業の許可の手続等

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする

一 八 (略)

九 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪

十 五十八 (略)

(構造及び設備の技術上の基準)

第七条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

以下「令」という。)第三条第一項第二号二の国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないでその利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができるとなる位置に取り付けられている状態とする。

(客の依頼を受ける方法)

第六条 (略)

第二章 風俗営業の許可の手続等

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 八 (略)

九 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第十二条第三号及び第四号(第三十二条第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。)、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪

十 五十八 (略)

(構造及び設備の技術上の基準)

第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
法第二条第一項 第一号又は第三 号に掲げる営業	一 客室の床面積は、一室の床面積を六十六平方メートル以上とし、ダンスをさせるための客室の部分の床面積をおおむねその五分の一以上とするこ と。 二 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。 三 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 四 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。 五 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。 六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要

<p>法第二条第一項 第一号に掲げる 営業</p>	<p>一 五 (略)</p> <p>六 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項 第二号に掲げる 営業</p>	<p>一 客室の床面積は、一室の床面積を五平方メートル以上(客に遊興をさせる態様の営業にあつては三十三平方メートル以上)とすること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項 第二号に掲げる 営業</p>	<p>一 五 (略)</p> <p>六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>八 ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。</p>
<p>法第二条第一項 第五号に掲げる 営業</p>	<p>一 客室の床面積は、一室の床面積を五平方メートル以上とすること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>八 ダンスの用に供するための構造又は設備を有し</p>

法第二条第一項	一～三 (略)
第三号に掲げる 営業	四 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
法第二条第一項	一～三 (略)
第四号に掲げる 営業	四 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。

法第二条第一項	一～三 (略)
第六号に掲げる 営業	四 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六 ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。
法第二条第一項	一～三 (略)
第七号に掲げる 営業	四 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。

<p>法第二条第一項 第五号に掲げる 営業</p>	<p>七 ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。</p>
<p>法第二条第一項 第五号に掲げる 営業</p>	<p>一〜三 (略)</p> <p>四 第三十条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 (略)</p>

(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)

第八条 (略)

(風俗営業の許可申請の手續)

第九条 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

(許可証の交付)

第十条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

2 (略)

<p>法第二条第一項 第八号に掲げる 営業</p>	<p>七 ぱちんこ屋及び令第十一条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。</p>
<p>法第二条第一項 第八号に掲げる 営業</p>	<p>一〜三 (略)</p> <p>四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 (略)</p>

(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)

第九条 (略)

(許可申請の手續)

第十条 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

(許可証の交付)

第十一条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

2 (略)

3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第四号の風俗営業管理者証を交付するものとする。

(通知の方法)

第十一条 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(風俗営業の相続の承認の申請)

第十三条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

い。

一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第五号に掲げる書類

3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第五号の風俗営業管理者証（以下単に「管理者証」という。）を交付するものとする。

(通知の方法)

第十二条 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十三条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第六号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(相続の承認の申請)

第十四条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第七号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

い。

一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第五号に掲げる書類

二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る風俗営業許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第六号に掲げる書類
三〇五（略）

（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）

第十四条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第七号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3（略）

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

第十五条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3（略）

（相続等の承認に関する通知）

第十六条（略）

（許可証の書換えの手続）

第十七条 法第七条第五項（法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第六号に掲げる書類
三〇五（略）

（法人の合併の承認の申請）

第十五条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3（略）

（法人の分割の承認の申請）

第十六条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第九号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3（略）

（相続等の承認に関する通知）

第十七条（略）

（許可証の書換えの手続）

第十八条 法第七条第五項（法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第十号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第十八条 (略)

(変更の承認の申請)

第十九条 法第九条第一項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第二十二條において同じ。)の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(軽微な変更等の届出等)

第二十条 法第九条第三項第一号又は第二号(法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 (略)

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された風俗営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該風俗営業管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る風俗営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(特例風俗営業業者による変更の届出)

第二十一条 (略)

(許可証の返納)

第十九条 (略)

(変更の承認の申請)

第二十条 法第九条第一項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第二十三條において同じ。)の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十一号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(軽微な変更等の届出等)

第二十一条 法第九条第三項第一号又は第二号(法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

2 (略)

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された管理者証の交付を受けているときは、あわせて、当該管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(準用規定)

第二十二条 (略)

(準用規定)

第二十二條 第十六條の規定は法第九條第一項の承認について、第十七條の規定は法第九條第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第二十三條 (略)

2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

(特例風俗営業者の認定の基準)

第二十四條 (略)

(特例風俗営業者の認定申請の手續)

第二十五條 法第十條の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第二十六條 法第十條の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。

2 (略)

3 第十一條の規定は法第十條の二第四項の規定による通知について、第十二條の規定は法第十條の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三條の規定は法第十條の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二條中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第二十三條 第十七條の規定は法第九條第一項の承認について、第十八條の規定は法第九條第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第二十四條 (略)

2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十三号の返納理由書を添付しなければならない。

(特例風俗営業者の認定の基準)

第二十五條 (略)

(特例風俗営業者の認定申請の手續)

第二十六條 法第十條の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。

(認定証の交付)

第二十七條 法第十條の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十五号のとおりとする。

2 (略)

(準用規定)

第二十八条 第十二条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十三条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十四条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十三条中「別記様式第六号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十六号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第三章 風俗営業の規制

(深夜における客の迷惑行為を防止するための措置)

第二十七条 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。

二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。

三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。

四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。

五 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する

行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

- 2 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

(苦情の処理に関する帳簿の備付け)

第二十八条 法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

2 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による記録)

第二十九条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第三十条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

営業の種類別	営業所の部分
法第二条第一項 第一号から第三号までに掲げる 営業	一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分 二 前号に掲げる営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分 イ 椅子がある客席 椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分 ロ 椅子がない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第二十九条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

営業の種類別	営業所の部分
法第二条第一項 第一号又は第三号に掲げる営業	一 ダンスをさせるための客室の部分 二 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分 三 前号に掲げる営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分 イ いすがある客席 いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分 ロ いすがない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）
法第二条第一項 第二号、第五号 又は第六号に掲 げる営業	一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分 二 前号に掲げる営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

<p>法第二条第一項 第四号又は第五号に掲げる営業</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる客席（客に遊技をさせるために設けられた椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分</p> <p>イ 椅子がある客席 遊技設備に対応する椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>ロ 椅子がない客席 客の通常利用する場所における床面</p> <p>三 ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業にあつては、通常賞品の提供が行われる営業所の部分</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(風俗営業に係る営業所内の照度の数値)

第三十一条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

<p>法第二条第一項 第七号又は第八号に掲げる営業</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分</p> <p>イ いすがある客席 いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>ロ いすがない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）</p> <p>三 ぱちんこ屋及び令第十一条に規定する営業にあつては、通常賞品の提供が行われる営業所の部分</p>
-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(風俗営業に係る営業所内の照度の数値)

第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる営業 五ルクス

二 法第二条第一項第三号から第五号までに掲げる営業 十ルクス

(騒音及び振動の測定方法)

第三十二条 令第十一条第三項(令第二十五条第三項及び令第二十六条第三項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面(緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。)について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格S八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は計量法第七十一条の条件に合格した動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

(料金の表示方法)

一 法第二条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる営業 五ルクス

二 法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス

(騒音及び振動の測定方法)

第三十一条 令第九条第三項(令第十四条第三項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第九条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面(緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。)について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格S八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は計量法第七十一条の条件に合格した動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

(料金の表示方法)

第三十三条 (略)

(表示する料金の種類)

第三十四条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

営業の種別	料金の種類
法第二条第一項 第一号に掲げる 営業	(略)

第三十二条 (略)

(表示する料金の種類)

第三十三条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

営業の種別	料金の種類
法第二条第一項 第一号に掲げる 営業	一 入場料金、飲食料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客がダンスをし、又は接待を受けて飲食をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金 二 サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当該営業所の施設を利用して客がダンスをし、又は飲食をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金
法第二条第一項 第三号に掲げる 営業	(略)

法第二条第一項 第二号又は第三 号に掲げる営業	(略)
法第二条第一項 第四号に掲げる 営業	(略)
法第二条第一項 第五号に掲げる 営業	(略)

(営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法)

第三十五条 (略)

(遊技料金等の基準)

第三十六条 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

法第二条第一項 第五号又は第六 号に掲げる営業	(略)	<p>が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるもの以外のものがある場合にあつては、その料金</p>
法第二条第一項 第七号に掲げる 営業	(略)	
法第二条第一項 第八号に掲げる 営業	(略)	

(営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法)

第三十四条 (略)

(遊技料金等の基準)

第三十五条 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

イホ (略)

三 (略)

2 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法に関する基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ次に定める物品を賞品として提供すること。

イ ぱちんこ屋及び令第八條に規定する営業で遊技球等の数量により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの 当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品

ロニ (略)

3 (略)

(風俗営業に係る営業所の管理者の選任)

第三十七条 (略)

(管理者の業務)

第三十八条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 営業所の構造及び設備が第七條に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

三 ぱちんこ屋及び令第八條に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第八條に規定する基準に該当しないようにするため必要

イホ (略)

三 (略)

2 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法に関する基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ次に定める物品を賞品として提供すること。

イ ぱちんこ屋及び令第七條に規定する営業で遊技球等の数量により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの 当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品

ロニ (略)

3 (略)

(管理者の選任)

第三十六条 (略)

(管理者の業務)

第三十七条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 営業所の構造及び設備が第八條に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

三 ぱちんこ屋及び令第七條に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第九條に規定する基準に該当しないようにするため必要

な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六 法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

七 法第二十二條第一項第五号又は同條第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

八・九 (略)

十 法第三十八條の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。

十一 (略)
(管理者講習)

第三十九条 (略)

2 定期講習は全ての営業所の管理者(法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の管

な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第二十二條第五号の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

五・六 (略)

七 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

八 (略)

(管理者講習)

第三十八条 (略)

2 定期講習はすべての営業所の管理者(法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の

理者として選任された後定期講習を受けたことがあるものを除く。)について当該営業所の管理者として選任された日からおおむね三年ごとに一回、処分時講習は法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業の全部又は一部の停止が命じられた場合に当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため管理者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る営業所の管理者についてその必要の都度、それぞれ行うものとする。

3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

管理者講習の種別	講習事項	講習時間
定期講習	一 (略) 二 法第二十四条第三項及び第三十八条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	(略)
(略)	(略)	(略)

4 管理者講習は、その種別に応じ、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教

管理者として選任された後定期講習を受けたことがあるものを除く。)について当該営業所の管理者として選任された日からおおむね三年ごとに一回、処分時講習は法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業の全部又は一部の停止が命じられた場合に当該営業所の管理者について当該処分の日からおおむね一年以内に一回、臨時講習は善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため管理者講習を行う必要がある特別の事情がある場合に当該事情に係る営業所の管理者についてその必要の都度、それぞれ行うものとする。

3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

管理者講習の種別	講習事項	講習時間
定期講習	一 (略) 二 法第二十四条第三項及び第三十七条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	(略)
(略)	(略)	(略)

4 管理者講習は、その種別に応じ、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教

材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

一 (略)

二 法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる営業（次号に該当するものを除く。）

三 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業

（管理者講習の通知等）

第四十条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十六号の管理者講習通知書により通知するものとする。

2 (略)

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制

（店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出）

第四十一条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十七号のとおりとする。

2 (略)

（店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出）

第四十二条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十八号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとする。

2 (略)

材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

一 (略)

二 法第二条第一項第七号及び第八号に掲げる営業（次号に該当するものを除く。）

三 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業

（管理者講習の通知等）

第三十九条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十七号の管理者講習通知書により通知するものとする。

2 (略)

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制

（店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出）

第四十条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

2 (略)

（店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出）

第四十一条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第二十号のとおりとする。

2 (略)

(営業の方法を記載した書類の様式)

第四十三条 法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第四十四条 法第二十七条第四項に規定する書面(以下この節において「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第二十七条第一項の届出書の提出があつた場合において、同条第四項ただし書の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しないこととするときは、当該届出書を提出した者に別記様式第二十二号の届出確認書不交付通知書を交付するものとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付)

第四十五条 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者は、当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書を亡失し、又は当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書が滅失したときは、速やかに別記様式第二十三号の届出確認書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納)

第四十六条 (略)

(営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法)

第四十七条 (略)

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項の規定により十

(営業の方法を記載した書類の様式)

第四十二条 法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第四十三条 法第二十七条第四項に規定する書面(以下この節において「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第二十七条第一項の届出書の提出があつた場合において、同条第四項ただし書の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しないこととするときは、当該届出書を提出した者に別記様式第二十三号の届出確認書不交付通知書を交付するものとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付)

第四十四条 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者は、当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書を亡失し、又は当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書が滅失したときは、速やかに別記様式第二十四号の届出確認書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納)

第四十五条 (略)

(営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法)

第四十六条 (略)

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項の規定により十

八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入口周辺又は内部に表示する広告物にその旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

(準用規定)

第四十八条 第三十五条の規定は、法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

(標章の貼付け手続)

第四十九条 法第三十一条第一項の規定による標章の貼付けは、法第三十条第一項の規定による停止の命令があつた後速やかにするものとする。

(標章の取り除き申請手続)

第五十条 法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者は、別記様式第二十四号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第五十一条 法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者(次項において「標章除去申請者」という。)は、別記様式第二十四号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制

(無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入り口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺又は内部に表示する広告物にその旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

(準用規定)

第四十七条 第三十四条の規定は、法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

(標章のはり付け手続)

第四十八条 法第三十一条第一項の規定による標章のはり付けは、法第三十条第一項の規定による停止の命令があつた後速やかにするものとする。

(標章の取り除き申請手続)

第四十九条 法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者は、別記様式第二十五号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第五十条 法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者(次項において「標章除去申請者」という。)は、別記様式第二十五号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制

(無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十二条 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第二十五号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十三条 第四十二条の規定は、法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十四条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十八号のとおりとする。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第五十五条 法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十九号のとおりとする。

2 第四十四条第二項の規定は法第三十一条の二第一項又は第二項の届出書であつて受付所を設ける旨が記載されているものの提出があつた場合について、第四十五条の規定は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十四条第二項中「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業

第五十一条 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第二十六号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十二条 第四十一条の規定は、法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十三条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十九号のとおりとする。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第五十四条 法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十号のとおりとする。

2 第四十三条第二項の規定は、法第三十一条の二第一項又は第二項の届出書であつて受付所を設ける旨が記載されているものの提出があつた場合について、第四十四条の規定は、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特

届出確認書」と、第四十六条第一項中「前条」とあるのは「第五十五条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(処分移送通知書の様式)

第五十六条 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第三十号のとおりとする。

(準用規定)

第五十七条 第四十七条の規定は、法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者」と、「営業所周辺」とあるのは「受付所周辺」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「当該営業に係る法第三十一条の二第一項第二号に規定する呼称又は法第二条第七項第一号の営業である旨」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「当該受付所の所在地」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者が法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、「営業所の入口」とあるのは「受付所の入口」と、「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該営業」と、「当該営業所」とあるのは「当該受付所

殊営業届出確認書」と、第四十五条第一項中「前条」とあるのは「第五十四条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(処分移送通知書の様式)

第五十五条 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第三十一号のとおりとする。

(準用規定)

第五十六条 第四十六条の規定は、法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者」と、「営業所周辺」とあるのは「受付所周辺」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「当該営業に係る法第三十一条の二第一項第二号に規定する呼称又は法第二条第七項第一号の営業である旨」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「当該受付所の所在地」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者が法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、「営業所の入り口」とあるのは「受付所の入り口」と、「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該営業」と、「当該営業所」とあるのは「当該受

「と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十九条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による標章の貼付けについて、第五十条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項の規定による申請を行う者とする者について、第五十一条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第三項の規定による申請を行う者とする者について準用する。この場合において、第四十九条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の五第一項又は法第三十一条の六第二項第二号」と、第五十条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制

(映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十八条 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様

付所」と読み替えるものとする。

2 第三十四条の規定は、法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十八条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による標章のはり付けについて、第四十九条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項の規定による申請を行う者とする者について、第五十条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第三項の規定による申請を行う者とする者について準用する。この場合において、第四十八条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の五第一項又は法第三十一条の六第二項第二号」と、第四十九条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制

(映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十七条 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様

式第三十一号のとおりとする。

2 (略)

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十九条 第四十二条の規定は、法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第六十条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十二号のとおりとする。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第六十一条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十三号のとおりとする。

2 第四十五条の規定は映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「前条」とあるのは、「第六十一条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

式第三十二号のとおりとする。

2 (略)

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十八条 第四十一条の規定は、法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十九条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十三号のとおりとする。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第六十条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十四号のとおりとする。

2 第四十四条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「前条」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第六十二条 第四十七条第一項の規定は、法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十六条の規定は、法第三十一条の十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第六十三条 法第三十一条の十二第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十四号のとおりとする。

2 （略）

（店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出）

第六十四条 第四十二条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「店舗型電話異性紹介営業」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）

第六十五条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十五号のとおりとする。

（店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等）

第六十六条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項に規定する書面（次項において「店舗型電話異性紹介営業届出確認

第六十一条 第四十六条第一項の規定は、法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十五条の規定は、法第三十一条の十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第六十二条 法第三十一条の十二第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十五号のとおりとする。

2 （略）

（店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出）

第六十三条 第四十一条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「店舗型電話異性紹介営業」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）

第六十四条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十六号のとおりとする。

（店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等）

第六十五条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項に規定する書面（次項において「店舗型電話異性紹介営業届出確認

書」という。)の様式は、別記様式第三十六号のとおりとする。

2 第四十四条第二項の規定は法第三十一条の十二第一項の届出書の提出があつた場合について、第四十五条の規定は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十四条第二項中「同条第四項ただし書」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項ただし書」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、「第四十六条第一項中「前条」とあるのは「第六十六条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(法第二十九条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)

第六十七条 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。

書」という。)の様式は、別記様式第三十七号のとおりとする。

2 第四十三条第二項の規定は、法第三十一条の十二第一項の届出書の提出があつた場合について、第四十四条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「同条第四項ただし書」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項ただし書」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、「第四十五条第一項中「前条」とあるのは「第六十五条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(法第二十九条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)

第六十六条 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十二条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十二条において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。

二 (略)

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第七十三条において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ (略)

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1) (略)

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであるこ

二 (略)

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第七十二条において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十二条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ (略)

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1) (略)

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであるこ

と。

(i) (略)

(ii) 法に基づく処分（法第二十六条第一項又は法第三十一条の二十五第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

(3)・(4) (略)

二 (略)

(準用規定)

第六十八条 第四十七条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「店舗型風俗特殊営業を営む者」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業を営

と。

(i) (略)

(ii) 法に基づく処分（法第二十六条第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

(3)・(4) (略)

二 (略)

(準用規定)

第六十七条 第四十六条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「店舗型風俗特殊営業を営む者」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業を営

む者」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種類」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、「法第二十八条第十項」とあるのは「法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十九条の規定は法第三十一条の十六第一項の規定による標章の貼付けについて、第五十条の規定は法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十一条の規定は法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十九条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第五十条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三号」と読み替えるものとする。

第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制 (無店舗型電話異性紹介営業の届出)

第六十九条 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記

む者」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種類」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、「法第二十八条第十項」とあるのは「法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項」と読み替えるものとする。

2 第三十四条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十八条の規定は、法第三十一条の十六第一項の規定による標章の貼り付けについて、第四十九条の規定は、法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十条の規定は、法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十八条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第四十九条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三号」と読み替えるものとする。

第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制 (無店舗型電話異性紹介営業の届出)

第六十八条 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記

様式第三十七号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第七十条 第四十二条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第七十一条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十八号のとおりとする。

(無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第七十二条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。

2 第四十五条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「前条」とあるのは、「第七十二条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを

様式第三十八号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第六十九条 第四十一条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第七十条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。

(無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第七十一条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。

2 第四十四条の規定は、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「前条」とあるのは、「第七十一条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを

確認するための措置)

第七十三条 (略)

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第六十七条第二項第二号に掲げる方法(第二号に規定する者にあつては、第六十七条第二項第二号二に掲げる方法を除く。)により確認した上で、付与するものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

イ 第六十七条第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する事項

ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第六十七条第二項第一号ロ(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第七十四条 第四十七条第一項の規定は、法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

確認するための措置)

第七十二条 (略)

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第六十六条第二項第二号に掲げる方法(第二号に規定する者にあつては、第六十六条第二項第二号二に掲げる方法を除く。)により確認した上で、付与するものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

イ 第六十六条第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する事項

ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第六十六条第二項第一号ロ(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第七十三条 第四十六条第一項の規定は、法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十六条の規定は、法第三十一条の二十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等

（特定遊興飲食店営業の営業上の基準）

第七十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第一

号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 客室の床面積は、一室の床面積を三十三平方メートル以上とするこ
と。

二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

三 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設け
ないこと。

四 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直
接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

五 第九十五条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス
以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有するこ
と。

六 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第
三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で
定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有
すること。

（ホテル等内適合営業所の基準）

2 第五十五条の規定は、法第三十一条の二十一第一項（同条第三項にお
いて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通
知書について準用する。

第七十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。

二 バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。

三 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客（客となろうとする者を含む。次号において同じ。）が営業所に出入りできるような構造であること。

四 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。

五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。

（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）

第七十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

(許可証の交付)

第七十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、法第三十一条の二十二の許可について準用する。この場合において、第十条第三項中「別記様式第四号の風俗営業管理者証」とあるのは、「別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証」と読み替えるものとする。

(通知の方法)

第七十九条 第十一条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第三項の規定による通知について準用する。

(許可証の再交付の申請)

第八十条 第十二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付について準用する。

(特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請)

第八十一条 第十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業者（法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業

者であつて申請に係る公安委員会の法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第五号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第五号」と、同項第二号中「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（相続等の承認に関する通知）

第八十四条 第十六条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の規定に

よる相続等の承認に関する通知について準用する。

(許可証の書換えの手続)

第八十五条 第十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七条の第二第三項又は第七条の第三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第八十六条 第十八条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第六項の規定による許可証の返納について準用する。

(変更の承認の申請)

第八十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出等)

第八十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号又は第二号に係る同項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書の提出は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の名

名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内にしなければならない。

3 | 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号の規定により法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された特定遊興飲食店営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該特定遊興飲食店営業管理者証を提出しなければならない。

4 | 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第三十条の二十三において準用する法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

（特例特定遊興飲食店業者による変更の届出）

第八十九条 前条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項に規定する届出書について準用する。この場合において、前条第二項中「十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内」とあるのは、「十日以内」と読み替える場合にあつては、十日）以内」とあるのは、「十日以内」と読み替え

るものとする。

(準用規定)

第九十条 第十六条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九十一条の承認について、第十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定により特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第九十一条 第二十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準)

第九十二条 第二十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続)

第九十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第四十四号のとおりとする。
(認定証の交付等)

第九十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第四十五号のとおりとする。

2 | 第二十六条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定について準用する。

3 | 第十一条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の

二 第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第九十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面
(畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面)

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第九十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、十ルクスとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)

第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。⁹¹

2| 第三十八条（第三号を除く。）の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八条第二号中「第七条」とあるのは「第七十五条」と、同条第六号中「法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同条第七号中「法第二十二条第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二条第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の第二項」とあるのは「法第三十六条の第二項」と読み替えるものとする。

3| 第三十九条（第四項を除く。）及び第四十条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者」とあるのは「法第三十条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者」と、「法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四条第三項及び第三十八条」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第九十七条第二項において準用する第三十八

条（第三号を除く。）」と、第四十条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第九十八条 第二十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により特定遊興飲食店営業者が講ずる措置について、第二十八条及び第二十九条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。

2| 第三十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示について準用する。

第七節 深夜における飲食店営業の規制等

（深夜における飲食店営業の営業所の技術上の基準）

第九十九条 法第三十二条第一項の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備（第一百二条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。）を設けないこと。

四・五（略）

六 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有す

第六節 深夜における飲食店営業の規制等
（深夜における飲食店営業の営業所の技術上の基準）

第七十四条 法第三十二条第一項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備（第七十七条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。）を設けないこと。

四・五（略）

六 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有す

ること。

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第百条 法第三十二条第二項において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面(畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第百一条 (略)

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第百二条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第一項第四号及び第五号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営む飲食店営業(法第二条第十三項第四号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。)

二 (略)

ること。

七 ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第七十五条 法第三十二条第二項において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ いすがある客席にあつては、いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ いすがない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面(畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第七十六条 (略)

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第七十七条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四号及び第五号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営む飲食店営業(法第二条第十一项第三号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。)

二 (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出)

第百三条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十七号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十八号のとおりとする。

3 (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出)

第百四条 第四十二条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日(当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあつては、二十日)以内」と読み替えるものとする。

第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書

第百五条 第五十六条の規定は、法第三十五条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第五章 雑則

(従業者名簿の備付けの方法)

第百六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、法第三十三条第六項に規

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出)

第七十八条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

3 (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出)

第七十九条 第四十一条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日(当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあつては、二十日)以内」と読み替えるものとする。

第七節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書

第八十条 第五十五条の規定は、法第三十五条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第五章 雑則

(従業者名簿の備付けの方法)

第八十一条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、法第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店

定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

（電磁的方法による記録）

第一百七条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録（次条において「電磁的名簿」という。）をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業者名簿に代えることができる。

2 （略）

（確認の記録）

第一百八条 （略）

（証明書の様式）

第一百九条 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第四十九号のとおりとする。

（風俗環境保全協議会）

第一百十條 法第三十八条の四第一項に規定する風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する。

（聴聞の公示）

第一百十一条 （略）

（書面の交付）

営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

（電磁的方法による記録）

第八十二条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録（次条において「電磁的名簿」という。）をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業者名簿に代えることができる。

2 （略）

（確認の記録）

第八十三条 （略）

（証明書の様式）

第八十四条 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第四十三号のとおりとする。

（聴聞の公示）

第八十五条 （略）

（書面の交付）

第一百二十二条 公安委員会は、第十一条（第二十六条第三項、第七十九条及び第九十四条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条（第十二条、第八十四条及び第九十条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第二項（第五十五条第二項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、法の規定に基づき処分（指示を含む。以下同じ。）をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

(国家公安委員会への報告事項等)

第一百三十三条 法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
十 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項の届出書を受理した場合	(略)
十一 法第三十	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏

第八十六条 公安委員会は、第十二条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第十七条及び第四十三条第二項（第五十四条第二項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、法の規定に基づき処分（指示を含む。以下同じ。）をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

(国家公安委員会への報告事項等)

第八十七条 法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
十 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項の届出書を受理した場合	(略)

<p>一条の二十二の許可をした場合</p>	<p>一 名等及び本籍</p> <p>二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍</p> <p>三 営業所の名称及び所在地</p> <p>四 許可年月日</p> <p>五 許可番号</p>
<p>十二 法第三十条の二十三において準用する法第七条第一項の承認をした場合</p>	<p>一 承認を受けた者の氏名等及び本籍</p> <p>二 営業所の名称及び所在地</p> <p>三 承認年月日</p> <p>四 許可番号</p>
<p>十三 法第三十条の二十三において準用する法第七条の二第一項の承認をした場合</p>	<p>一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍</p> <p>二 営業所の名称及び所在地</p> <p>三 承認年月日</p> <p>四 許可番号</p>
<p>十四 法第三十条の二十三において準用</p>	<p>一 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍</p>

<p>十七 法第三十 一条の九第一 項、法第三十</p>	<p>した場合 による処分を 第二項の規定 三十一條の六 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>十六 法第三十 一条の四第一 項、法第三十 一条の五第一 項若しくは第 二項又は法第 三十一條の六 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>する法第七條 の三第一項の 承認をした場 合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>

<p>十三 法第三十 一条の九第一 項、法第三十</p>	<p>した場合 による処分を 第二項の規定 三十一條の六 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>十二 法第三十 一条の四第一 項、法第三十 一条の五第一 項若しくは第 二項又は法第 三十一條の六 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>十一 法第二十 五條又は法第 二十六條第一 項の規定によ る処分をした 場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>一条の十又は法第三十一条の十一第二項の規定による処分をした場合</p>	<p>十八 法第三十条の十九第一項、法第三十一条の二十又は法第三十一条の第二十一第二項の規定による処分をした場合</p>	<p>十九 法第三十条の二十四又は法第三十条の二十五第一項の規定による処分をした場合</p>
	<p>(略)</p>	<p>一 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍</p> <p>二 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍</p> <p>三 営業所の名称及び所在地</p> <p>四 許可番号</p> <p>五 処分年月日</p>
<p>一条の十又は法第三十一条の十一第二項の規定による処分をした場合</p>	<p>十四 法第三十条の十九第一項、法第三十一条の二十又は法第三十一条の第二十一第二項の規定による処分をした場合</p>	
	<p>(略)</p>	

二十 法第三十 五条の四第一 項、第二項又 は第四項の規 定による処分 をした場合	六 処分番号 七 処分の理由 八 処分の種別及び内容
四 無店舗型電 話異性紹介営 業を営む者若 しくはその代 理人等が法第 三十一条の十 九第一項、法 第三十一条の 二十若しくは	通報する場合 (略) 事 項 (略)

2 法第四十一条の三第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

十五 法第三十 五条の四第一 項、第二項又 は第四項の規 定による処分 をした場合	(略)
四 無店舗型電 話異性紹介営 業を営む者若 しくはその代 理人等が法第 三十一条の十 九第一項、法 第三十一条の 二十若しくは	通報する場合 (略) 事 項 (略)

2 法第四十一条の三第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

<p>法第三十一条の二十一第二項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認められた場合</p>	<p>五 特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が法第三十一条の二十四若しくは法第三十一条の二十五第一項の規定による処分の事由</p>
<p>法第三十一条の二十一第二項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認められた場合</p>	<p>一 当該特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 当該特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三 営業所の名称及び所在地 四 許可番号 五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項 六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年</p>
<p>法第三十一条の二十一第二項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認められた場合</p>	

<p>となる違反行為をし、又は特定遊興飲食店業者が当該処分に違反したと認める場合</p>	<p>六 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は接客業務受託営業を営む者が当該処分に違反し</p>
<p>月日 七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>	<p>(略)</p>

<p>五 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は接客業務受託営業を営む者が当該処分に違反し</p>	<p>(略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

合	たと認める場
---	--------

合	たと認める場
---	--------
